

大田区立久原小学校

危機管理マニュアル

令和3年5月

## I-1 久原小学校における危機管理マニュアル作成について

### 1 久原小学校における児童の安全について

全国各地の小学校における児童の安全については、過去の発生した事故や事件、自然災害等を踏まえて様々な取組が行われてきており、平成21年に施行された学校保健安全法は、各学校において、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）の策定を義務付けるとともに、地域関係機関との連携に努めることとしている。

文部科学省は、各学校における危機管理マニュアル作成に当たり様々な参考資料を作成している。中でも、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）は、それまでの参考資料や「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）や「第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月閣議決定）等を踏まえ、作成されたものである。

また、東京都教育委員会は、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図るため、「学校危機管理マニュアル」を策定し、社会情勢や教訓を踏まえて、適宜、見直しを行ってきた。平成25年度「東京都帰宅困難者対策条例」の制定等を踏まえた「東京都地域防災計画」の修正を受け、学校危機管理マニュアルを改訂した。また、子供たちに、危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けさせる安全教育を推進するため、総合的な指導資料である「安全教育プログラム」を作成し、平成21年度から毎年、都内公立学校の全ての教員に配布している。そこでは、安全教育の内容のうち「必ず指導する基本的事項」を挙げ、学校安全の3領域（「生活安全」「交通安全」「災害安全」）を総合的に扱った年間指導計画を学校種ごとに示し、更に、3領域ごとに実践事例を示している。

大田区教育委員会では、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」を平成24年4月に作成し、数度にわたり改訂と追記を行い、昨年令和2年6月30日に追記を行った。各学校において作成している危険等発生時対処要領改訂に活用できるようにしている。また、新型コロナウイルス感染症に関して、感染症対策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、大田区立学校での感染を予防するための行動の指針として、「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（文部科学省）の改訂に伴い、改訂を続けている。

全ての大田区立学校が「学校の新しい生活様式」を基に新型コロナウイルス感染症対策を図りながら工夫して学校教育活動を行っている。久原小学校においても同様だが、昨年度（令和2年度）校庭の改修を行ったことで児童の運動量が減少していたことや、作成されていた危機管理マニュアル十分に生かされていなかったこと、コロナ禍における学習指導の工夫上での安全対策が十分に検討・共有されていなかったことが課題である。

そこで、久原小学校における新たな安全管理体制を図り、全教職員が一丸となって事故防止に努められるよう、新たな危機管理マニュアルを作成すると共に、マニュアルに則った対応を厳守できるようにし、久原小学校の児童の安全を確保できるようにしていく。

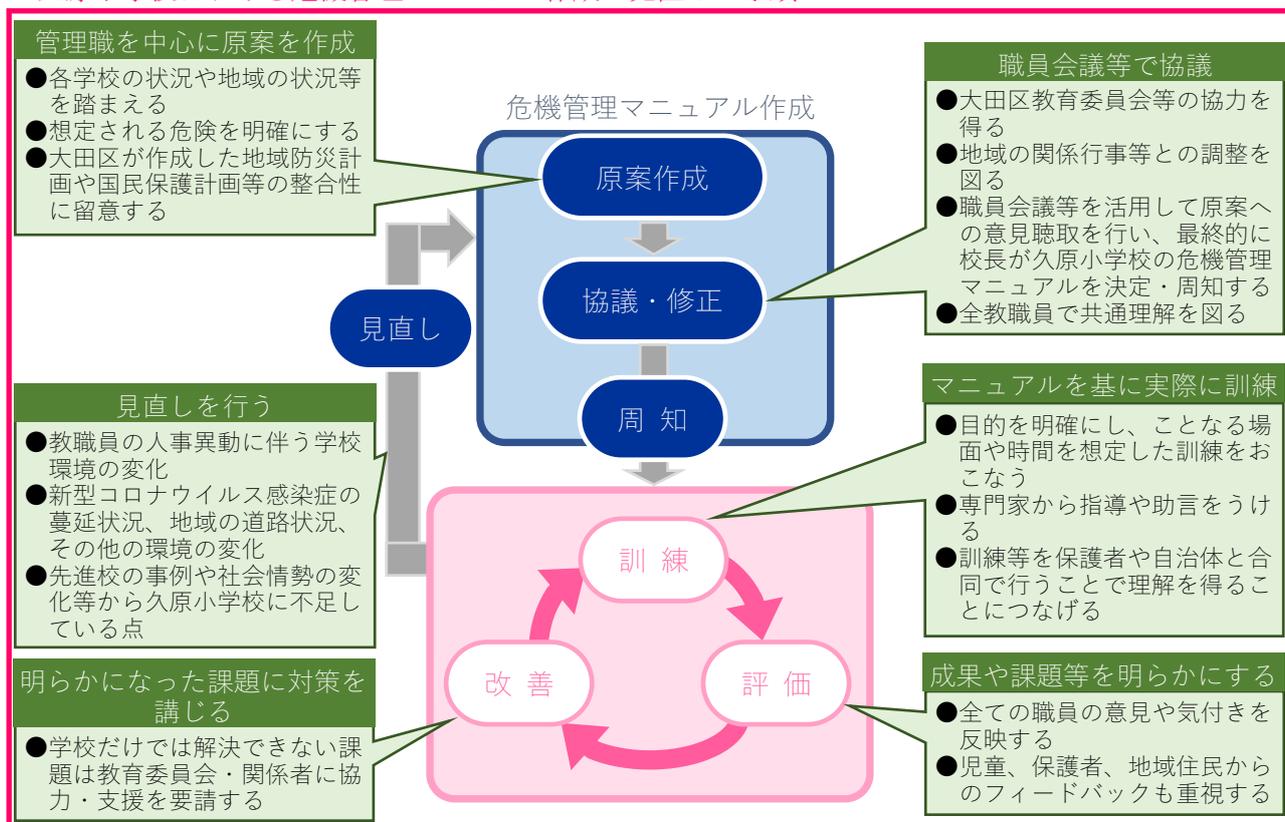
なお、「事前の危機管理」「事故発生時」「学校事故対応」についてはそれぞれ1枚のフローチャートにして各教室に掲示できるようにした。具体的に活用できるマニュアルとしていきたい。

## 2 久原小学校における危機管理マニュアル作成・見直しの考え方・手順

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものである。このため、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要。あわせて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に見直していかなければならない。

### <久原小学校における危機管理マニュアル作成・見直しの手順>



## 3 久原小学校危機管理マニュアル作成上の配慮事項

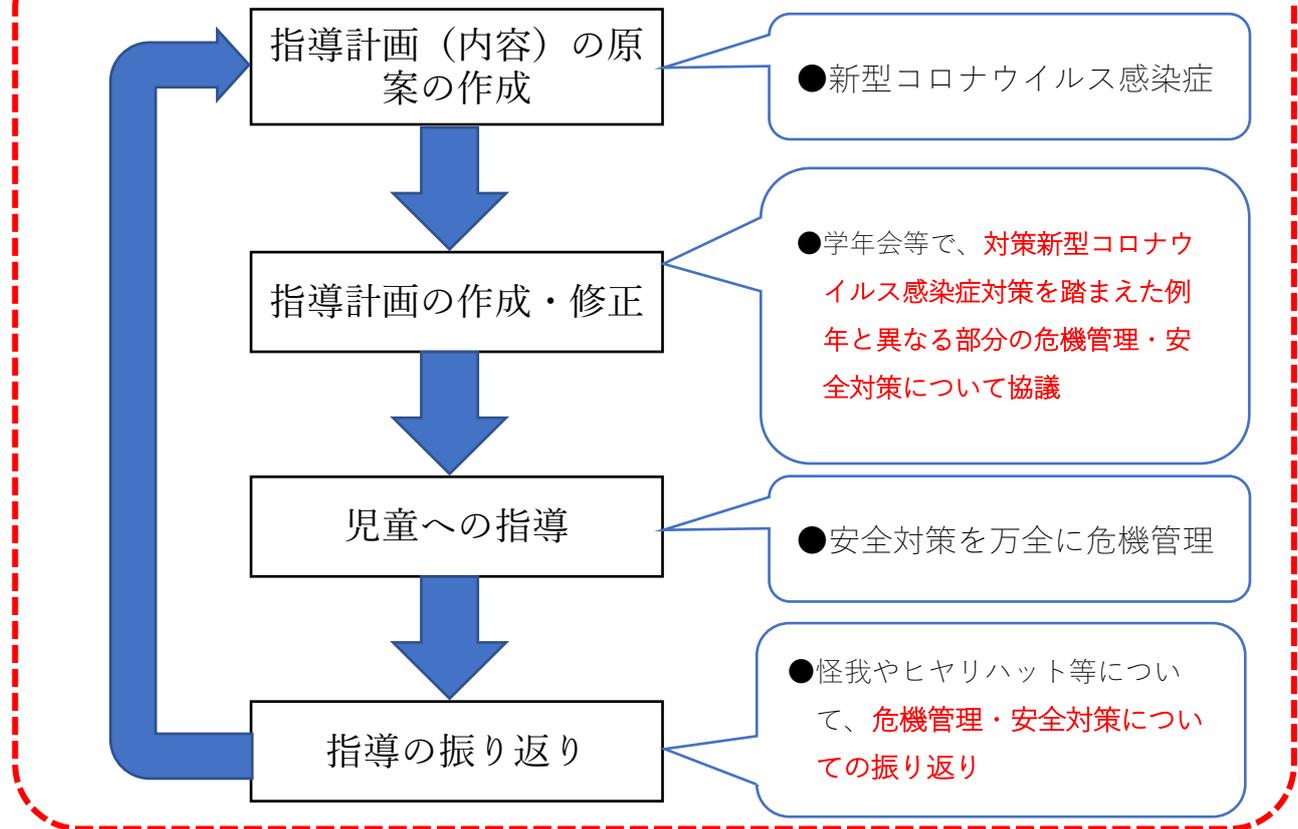
- (1) 久原小学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童の生命や身体を守るかについて検討した。
- (2) 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行ようにした。
- (3) 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図れるようにした。
- (4) 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行うようにした。
- (5) 大田区教育委員会の指導助言をいただき、体制整備や事故等発生時に学校のサポートを依頼した。
- (6) 事後の危機管理においては、事故等の検証や児童生徒等・保護者への適切な対応等を実施するために、「学校事故対応に関する指針」を参考に危機管理マニュアルの見直し・改善を図った。

# 日常の危機管理体制

## 1 体制整備

- 研修、危機管理マニュアルの作成と改善、役割分担と共通理解
- 家庭・地域・関係機関・PTA・ボランティア等との連携

《新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた指導における危機管理と安全対策》



## 2 安全点検

- 日常点検 ●毎月10日に「安全管理計画」を基に安全点検
- 新しい単元に入る前に使用する教材等の安全点検
- その他、各学期末における安全点検

## 3 避難訓練

- お…おさない
- か…かけない
- し…しゃべらない
- も…もどらない

## 4 教職員研修

- 研修計画参照

## 5 安全教育

- 安全学習 … 教科等における安全学習
- 安全指導 … 日常的な安全指導
- … 定期的な安全指導（毎月の安全指導・避難訓練含む）



# 事故発生後対応体制

1-3 事後の  
危機管理

事 故 発 生

## 事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

※重大な事故等の発生の場合——直ちに設置

事実確認・役割分担

### 事故等対策本部

関係者からの聴き取り  
《聴き取り担当》

被害者家族への連絡担当  
《個別担当》

保護者への対応  
《保護者担当》

報道機関への対応  
《報道担当》

学校安全対策の実施  
《学校安全担当》

事務を統括  
《庶務担当》

情報の収集・整理  
《情報担当》

学校再開準備  
《総務担当》

児童への指導等  
《学年担当》

救護活動  
《救護担当》

## 初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による詳細調査  
への移行の判断

## 詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

## 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができる  
コーディネーターを配置 (「学校事故対応に関する指針」平成28年3月文部科学省を基に作成)

## Ⅱ-1 体制整備

学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし（外部機関に相談することも考えられる。）、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。特に、危険等発生時の体制整備は、児童の生命や身体を守るために最も重要な部分であり、教職員等の役割分担及び情報収集・伝達方法など、全教職員の理解を図り、各自の適切な行動に結びつけられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められる。

特に、新型コロナウイルス感染症対策のために従来の指導に工夫を凝らして学習を進める際は、各学年会での協議など、安全な体制整備がより求められる。

### 1 学校における体制整備

児童の安全確保のためには、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教員（養護教諭・生活指導主任）の役割の明確化や、その者に対する研修等を充実するとともに、教職員全体で学校安全に取り組む組織づくりを進めることが必要である。

危険等発生時及び事後には、全教職員が危機管理マニュアルに基づき、それぞれ役割を分担し、児童の安全確保及び応急手当、心のケア等を実施しなければならない。このため、危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行うとともに、全教職員に周知する必要がある。その際、特別な支援を必要とする児童への配慮事項等についても全教職員で共通理解を図っておくことも必要である。

なお、想定される危険等が多岐にわたることが考えられることから、例えば、防災関係の体制整備を基に、共通する内容と危険等に応じた内容に分けて体制を整備した。

また、危機管理マニュアルの策定・改善、避難訓練等の企画・調整・評価や安全に関する情報や話題を教職員等へ提供するなど、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いが進められるようにし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚が図られるように全教職員が共通理解していくことが大切である。

### 2 家庭・地域・関係機関等との連携

#### (1) 連携を図った安全対策の推進

学校だけでは、児童の安全を守ることはできない。学校、家庭、地域、関係機関等が、連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。連携体制づくりについては、学校支援地域本部（スクールサポートおおた）や、学校運営協議会、地域教育連絡協議会、PTA活動、スクールサポーター制度などと連携して地域学校協働活動（より多くのより幅広い層の地域住民等の参画により、地域全体で児童生徒等の成長を支え、地域を創成するため、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のこと）の推進等により、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要である。このとき、協議会等の合同設置や、ほかの委員会など既存の組織を活用することなどにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能。久が原地域の特性等を適切に理解して安全教育・安全管理を行うためには、専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体、民間事業者や大田区

の関係部局等と連携して、効果的な取組を進めていくことが重要である。このとき、危機管理マニュアルや学校安全計画の作成・見直しについて、意見・助言を聴取することが考えられる。さらに、作成した危機管理マニュアルや学校安全計画を、保護者や地域住民に周知して協力体制を整備することや学校の安全教育・安全管理の方針を具体的に共有することが必要である。また、こうした連携・協働の取組も踏まえつつ、地域人材や外部専門家等を活用した学校安全に係る人的体制を充実する取組を今後とも進めることが必要である。

## (2) 地域の住民やボランティア等との連携方策について

地域の住民や児童の安全を守るために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は、「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の二つに大別され、前者では主にPTAボランティアによる朝の交通安全の見守り、防犯パトロール活動、危険な場所の点検、防犯広報活動など、後者としては「子供110番の家」の活動や事故等発生時の通報等などが行われている。学校は、児童の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要である。その際、地域の実情に応じて、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携して地域学校協働活動を推進すること等が考えられるが、このほかにも、地域のボランティアとの個別の連携や地域学校安全委員会等を通じた連携体制づくりについて、必要に応じて教育委員会の支援を受けながら進めていくことが必要である。

### (ボランティア等との連携のポイント)

- 地域のボランティア、地域の関係機関、ボランティア団体との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員等に対応する担当者（地域連携担当教職員）を決めておく。
- 電子メールの活用など、緊急事態の発生連絡を受けた場合のボランティア団体との連携方法について定め、地域学校協働活動推進員やボランティア団体とも共有しておく。
- ボランティア団体等から得た地域における不審者情報は記録しておき、教職員に周知するとともに、状況に応じて警察・教育委員会に通報する。また、学校で有している情報は、適宜、ボランティア団体に提供する。
- 地域学校安全委員会、学校警察連絡協議会、コミュニティ・スクールでの議論や地域学校協働活動等の機会を通じて、関係機関及びボランティア団体等と連携を密にすることも考えられる。

※平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが、不審者情報の迅速な通報など非常時に児童の命や安全を守ることにつながる。また、通学路では、事故等からの避難の呼び掛け等を悪用して、犯罪被害が起きる可能性もあることから、普段から顔の見える関係を築くことが重要。

## (3) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた指導における危機管理と安全対策

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた指導は、従前と違うものとなる。そこにある危機管理や安全対策については、事前に協議したうえで、事故等を防ぐようにする必要がある。

- ①指導計画（内容）の原案の作成…新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- ②指導計画の作成・修正…学年会等で、対策新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた例年と異なる部分の危機管理・安全対策について協議
- ③児童への指導…安全対策を万全に危機管理を行い指導
- ④指導の振り返り…怪我やヒヤリハット等について、危機管理・安全対策についての振り返り再び①に戻り、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ安全対策を行うようにする。

## Ⅱ-2 安全点検

学校内の施設設備・器具及び通学路の安全を点検することは、児童が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な危機管理の一つである。それ以外にも、登下校を含めた学校生活の環境内にある危険箇所を「抽出」「分析」「管理」する取組を、PDCA サイクルに基づき組織的に進めていく。

学校保健安全法施行規則において「毎学期1回以上、児童が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。」(第28条(抜粋))「設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。」(第29条(抜粋))とされている。

### 1 安全管理計画の作成

「教育計画8 安全管理計画」に、当該年度における久原小学校の学校安全管理計画、安全点検担当者一覧、安全管理年間計画、安全点検票(原本)を載せる。

### 2 危険個所の抽出

#### (1) 教職員、児童、保護者、地域から提供される情報

校内でけがをした場所、通学中にヒヤリハットを経験した場所など、教職員、児童、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、地図上に印していく。多くの児童が怪我をしている場所、重大事故に発展した可能性がある場所などを把握し、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。

#### (2) 過去の事故等の発生に関する情報

過去に、声掛け事案が発生した箇所、大雨で水路が氾濫した箇所などは、客観的な事実として記録し、重点的な危険箇所に含める。また保健室のデータを定期的に分析し、児童がけがをした場所を集計することも、対策を講じる上で重要な情報源となる。

#### (3) 事故等の発生条件に関する情報

事故等の発生には、典型的な環境条件が存在する。ハザードマップや下の点検の視点などを参考に、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見いだすなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行う。また、不審物等がないかも日常的に点検しておくことも重要である。

#### 【施設・設備の点検】

防犯の視点	交通安全の視点	防災の視点	校内事故防止の視点
<input type="checkbox"/> 不審者侵入防止用の設備 <input type="checkbox"/> 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 <input type="checkbox"/> 避難経路の複数確保 <input type="checkbox"/> 出入口の施錠状態 <input type="checkbox"/> 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)	<input type="checkbox"/> 歩道や路側帯の整備状態 <input type="checkbox"/> 車との側方間隔 <input type="checkbox"/> 車の走行スピード <input type="checkbox"/> 右左折車両のある交差点 <input type="checkbox"/> 見通しの悪い交差点 <input type="checkbox"/> 沿道施設の出入口 <input type="checkbox"/> 渋滞車両・駐車車両の存在	<input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/> 書棚・家具等の壁・床への固定 <input type="checkbox"/> 警報装置や情報機器等の作動 <input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など) <input type="checkbox"/> 遊具等の劣化	<input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/> 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 <input type="checkbox"/> 窓・バルコニーの手すりなどの点検 <input type="checkbox"/> エレベーター・防火シャッターなどの点検

### 3 危険箇所の分析

#### (1) 複数の目による客観的な分析

関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析する。必要に応じて、専門家の協力を求め、より詳細で客観的な分析を行う。もし事故等が発生したならば、児童にどのような被害が生じるのかを具体化する。過去の事故等の発生箇所については、発生要因・誘発要因となった環境条件を抽出された危険箇所を分析することで、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定する。

避難が必要になった際に、大勢での移動や車椅子等での移動が必要な場合も想定して、避難経路となり得るか、避難経路となった場合どのような点に留意すべきか等の視点からも検討をしておくことが大切。

#### (2) 児童の行動を分析

事故等の多くは、児童の行動特性と連動して発生する。校内・通学路上の危険箇所において、児童がどのように振る舞っているのかを観察し、想定される事故等発生イメージを具体化する。特に、通学路に関しては、登下校の時間帯に、児童の通行の様子を観察することで、改善すべき環境条件と、導上の課題を見いだしていく。

#### (3) 児童による調査

児童による危険箇所の分析は、児童の視点からの問題把握、及び児童自身の安全学習にもつながり有用です。児童からヒヤリハット経験等の情報を収集し、地域安全マップを作成した後、保護者や地域関係者と意見交換する方法も有効である。

### 4 危険箇所の管理と組織体制

#### (1) 物理的対策と人による対策

危険箇所の抽出と分析を通して、対策のための基礎資料が得られた後は、具体的な改善案を提案していく。対策には、物理的に環境を改善する方法（転落防止の防護柵の設置、路側帯の拡幅とカラー舗装、緊急地震速報受信機・防犯カメラの設置など）と、人による安全確保の方法（スクールガード等の見守り活動、児童生徒等への指導など）がある。

#### (2) 協議会・委員会による組織的な取組の推進

対応策の実施には予算を伴うものが多く、また専門家や関係者からの協力を得る必要がある。そのため、教育委員会や学校は、通学路安全推進協議会、地域学校安全委員会、学校安全委員会などの学校安全推進のための協議会等において、危険箇所の抽出・分析・管理の活動や定期的な点検、学校安全に関する取組についての協議を、学校・家庭・地域が一体となって組織的に推進することが望まれる。このとき、必要に応じて、合同の協議会等を設置すること、地域学校協働本部やほかの委員会などの既存の組織を活用することにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能である。

#### (3) 事故等情報の共有

学校の事故等に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、自校で起きた過去の事例を閲覧することが可能であり、他校の死亡・障害事例に関しては、一般公開されている「学校事件事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（冊子）等から事例を閲覧することが可能である。

事故等の事例を把握するだけでなく、自校の環境に置き換え、同様の事故等が発生しないよう、危機管理に努める必要がある。

## Ⅱ-3 避難訓練

避難訓練は、危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、児童生徒等が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として実施する。

### 1 目的を明確にした避難訓練

#### (1) 避難の目的と危険等の認識

「避難行動」は、数秒から数分、数時間後に発生するおそれのある危険等から「命を守るための行動」である。児童の生命や身体を守る点から、どのような危険等が生命や身体を脅かすことになるのかを考え、次の事項についてできる限り事前に明確にしておく。

- どのような危険等があるのか、何から避難するのか。
- それぞれの危険等に対して、どのような避難行動をとればよいか。
- どの時機で避難行動をとることが望ましいか。

#### (2) 危険等発生時の避難計画

危険等発生時の避難行動は、危険等の種類、規模等やそれぞれの個人の特性や置かれた状況によって変わる。避難行動を、「難を逃れるための安全確保行動」とすると、空間的な分類から「その場に留まる（待避）」「垂直に移動する（垂直移動）」「水平に移動する（水平移動）」が考えられる。よって、実際に危険等発生時には、これらの点を踏まえ、どのような行動すればよいか事前に検討しておくことが重要。また、二次災害を想定した避難行動においても、同様に考えておくことが必要。

また、危険等発生時、学校は対策本部等を設け、全教職員が情報収集、避難誘導、救護などの役割分担に応じて対応し、児童の生命や身体を守らなければならない。そして、その対応が適切に行われるためには、避難時における危機管理マニュアルを事前に作成し、全教職員の共通理解を図っておく必要がある。特に、学校環境やその周辺の地形や地質などの特性、大田区が作成したハザードマップ等を基に、個別具体的に避難場所、避難経路を設定し、避難計画を立て、危機管理マニュアルに位置付けておく。

#### (3) 避難訓練の留意点

- 訓練の内容は、火災を想定した訓練のみに偏らないようにする。
- 実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節やほかの安全に関する指導との関連などを考慮して適切に設定する。
- 訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足（旅行）や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮する。また、事故等の発生時間や場所に変化をもたせ、安全に対処できるようにする。
- 訓練が、形式的、表面的にならないように、実践的な方法になるよう工夫する。
- けが等により自力で避難ができない児童生徒等がいる場合も想定し、避難方法や経路などを検証する。（例えば、車椅子が通れる経路の確保など。）

児童が学校にいるときに、想定される危険等に応じて訓練を行うが、学校だけで実施するのではなく、各地域の警察署・各地域の消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により、訓練の検証、危機管理マニュアルの点検、改善につなげたりすることが大切である。

## Ⅱ-4 教職員研修

教職員は、危険等から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められる。学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

### 1 研修計画

#### (1) 年間研修計画

月	内容
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理マニュアルの共通理解に関する研修</li><li>・安全教育プログラムに関する研修</li><li>・校内事故等発生に関する研修</li><li>・通学路の状況と校内外の安全指導に関する研修</li><li>・食物アレルギー対応に関する研修</li><li>・吐瀉物の処理方法</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・各教科での安全に関する研修</li><li>・熱中症予防に関する研修</li><li>・応急手当に関する研修</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・救命救急、心肺蘇生法（AED）に関する研修</li><li>・水泳のための児童理解</li></ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災に関する研修</li><li>・遊具等の安全点検方法等に関する研修</li></ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"><li>・校外学習時の安全に関する研修</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・不審者対応に関する研修</li></ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通事故対応に関する研修</li></ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年間の評価と反省</li><li>・次年度安全指導計画の作成</li><li>・危機管理マニュアルの総括</li></ul>

## Ⅱ-5 安全教育

教児童生徒等の安全を確保するためには、施設・設備の安全点検等の安全管理を徹底することのみならず、児童生徒等自身が、危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育が非常に大切である。全ての学校において、避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じた安全教育が求められる。

### 1 安全教育

小学校における安全教育の目標は、次のとおりである。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。  
(『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」平成31年3月文部科学省より)

このことを踏まえ、「安全教育プログラム」(東京都教育委員会)に記載されている「生活安全」「交通安全」「災害安全」で「必ず指導する基本的事項」を安全指導の年間指導計画に位置付けなければならない。

そして、学校における安全教育は、学習指導要領で「特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳化、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と示されている(「小学校学習指導要領(平成29年3月)」文部科学省)。そのため、各教科等で安全教育にかかわる内容を年間指導計画に位置付け、実施していかなければならない。

また、安全教育は、「安全学習」と「安全指導」の二つの側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるようにすること。なお、「安全学習」と「安全指導」は、東京都教育委員会での分類であり、以下、二つの側面について「安全教育プログラム」(東京都教育委員会)での記載に則って説明する。

#### (1) 安全学習

安全学習とは、教科等における安全学習のことであり、安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力・判断力を高めることで、安全について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする。

#### (2) 安全指導

安全指導とは、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に切り上げ、安全の保持・増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指すことをねらいとする。

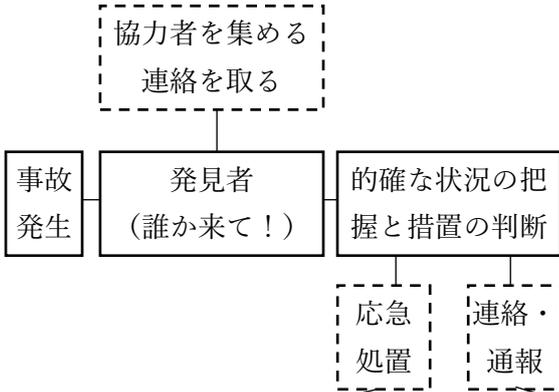
①日常的な安全指導 … 朝・帰りの会、給食の時間等における安全指導

②定期的な安全指導 … 避難訓練、交通安全教室等における安全指導

# III-1 事故等発生時の対応の基本

## 1 事故現場での状況把握と措置の判断

事故が発生した際は、下記の内容がほぼ同時に行われなければならない。そのためには、日ごろから必要な知識と技術を身に付け、緊急時に慌てないで的確な判断と措置ができるようにしておくことが大切である。



### 事故現場での措置

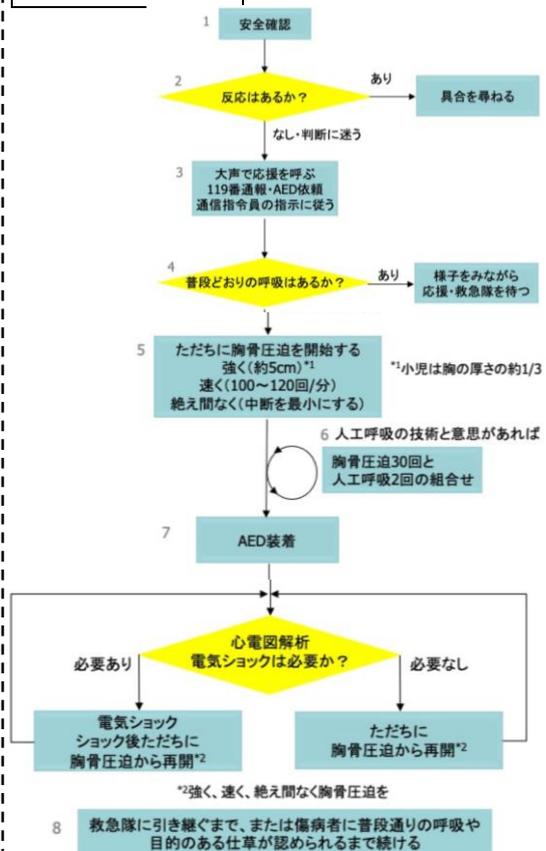
- ① 事故要因の概要の聞き取り
- ② 容体の観察  
生命にかかわるものか、急がずにじっくり対処してよいものかを判断する。
- ③ その場を動かすか否かの判断

#### その場を動かさない方がよい場合

- ・ 食物アレルギーによるアナフィラキシー症状が疑われる場合
  - ・ 脊柱の損傷が疑われる場合（水泳の飛び込みなど）
  - ・ 脳内出血が疑われる場合（頭部打撲など）
  - ・ 内臓損傷が疑われる場合（プレー中の激突など）
  - ・ 意識不明の場合、呼吸・脈拍停止の場合
- ※骨折等が疑われ、歩行困難を示した場合、担架や車いすを使う。

主に市民が行う一時救命処置（BLS）の手順

### BLS アルゴリズム



### ① 校内の連絡・通報

事故発見者は、措置の判断・応急処置を行うとともに、校内の関係者（養護教諭、担任等）への通報を行い、協力を得る。

#### 校内への 通報 内容

- ・ どこで（校庭、プール、体育館など）
- ・ 誰が（〇年〇組の〇〇〇〇）
- ・ どうして（発生原因）
- ・ どうなった（意識・外相の状態）

### ② 医療機関への連絡

- ・ できるだけ大事をとって医師に受診させる。
- ・ 生命に危険が予想される場合は、直ちに救急車を要請する。
- ・ 保護者の希望する医療機関があれば尊重する。

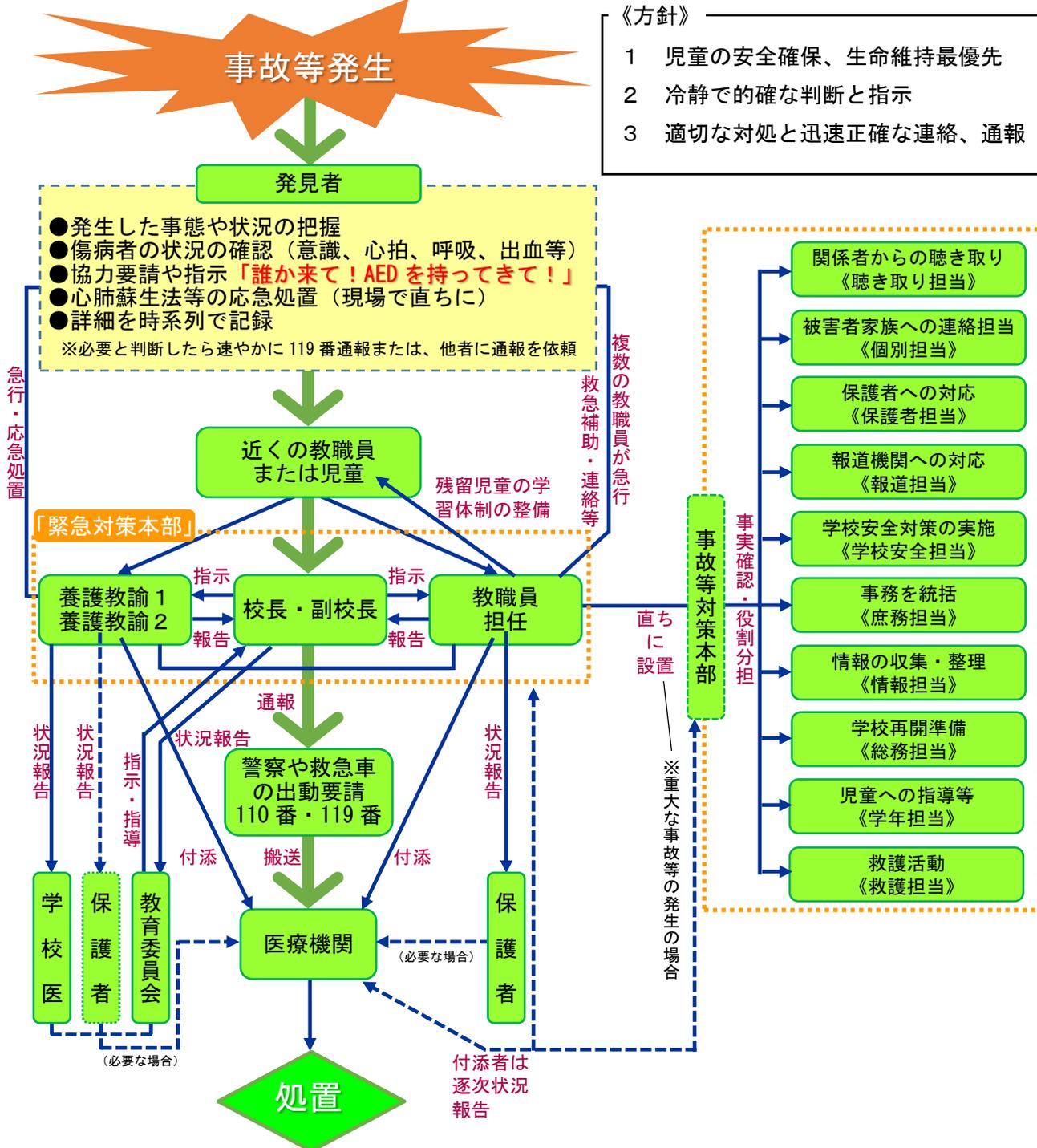
### ③ 保護者への連絡

- ・ 誠意のある言葉と態度で対応し、精神的ショックを与えないように細心の注意を払って行う。
- ・ 事態を正確に伝え個人の推測を交えた表現や感想は慎む。

#### 保護者 への連 絡内容

- ・ 事故発生状況と容体
- ・ 病院名と所在地、電話番号（医療機関についての希望があれば聞く）
- ・ 保険証、医療費及び身の回り品など
- ・ 被災児童の引き渡しについて

## 2 事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



### 《被害児童の保護者への連絡の注意点》

- 被害児童の保護者に対し、事故等の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで行う。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努める。

※緊急の際の連絡方法を児童調査票で複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先、時刻等を記録しておく。

### 3 応急処置

応急処置とは、医師の診察を受けるまでの間、その場にいる人が、状態を悪化させないように行う応急的・一時的な手当てである。

#### (1) 応急処置実施上の一般的注意事項

- ア 慌てず、冷静に対処すること
- イ 患者の不安を取り除き、ショックを防止する。
- ウ むやみに動かさず、楽な体位を取らせる。
- エ 負傷部位に感染を起こさせないようにする。
- オ 傍観者を遠ざける。
- カ 速やかに医師または救急車の要請をする。
- キ リーダーシップをとる人は、一人でよい。
- ク 新型コロナウイルス感染症対策を念頭に置き、飛沫による感染の可能性を避けるようにする。

#### (2) 応急処置の実際

例えば、突然倒れた（倒れている）児童を見たら……

##### ア 容体の観察

- ・ 意識の有無の確認
- ・ 呼吸の有無の確認
- ・ 心臓の鼓動の確認
- ・ 変形の有無の確認
- ・ 出血の有無の確認
- ・ 顔の表情や顔色の確認

##### イ 気道の確保（※感染症対策を講ずること）

- ・ 異物の除去等

##### ウ 人工呼吸（※感染症対策のため、行わない）

##### エ 心臓マッサージ

##### オ 出血の手当（※感染症対策を講ずること）

##### カ 保温

#### 同時に行うこと

※時刻の記録

※協力者を集める

※連絡・救急車の手配

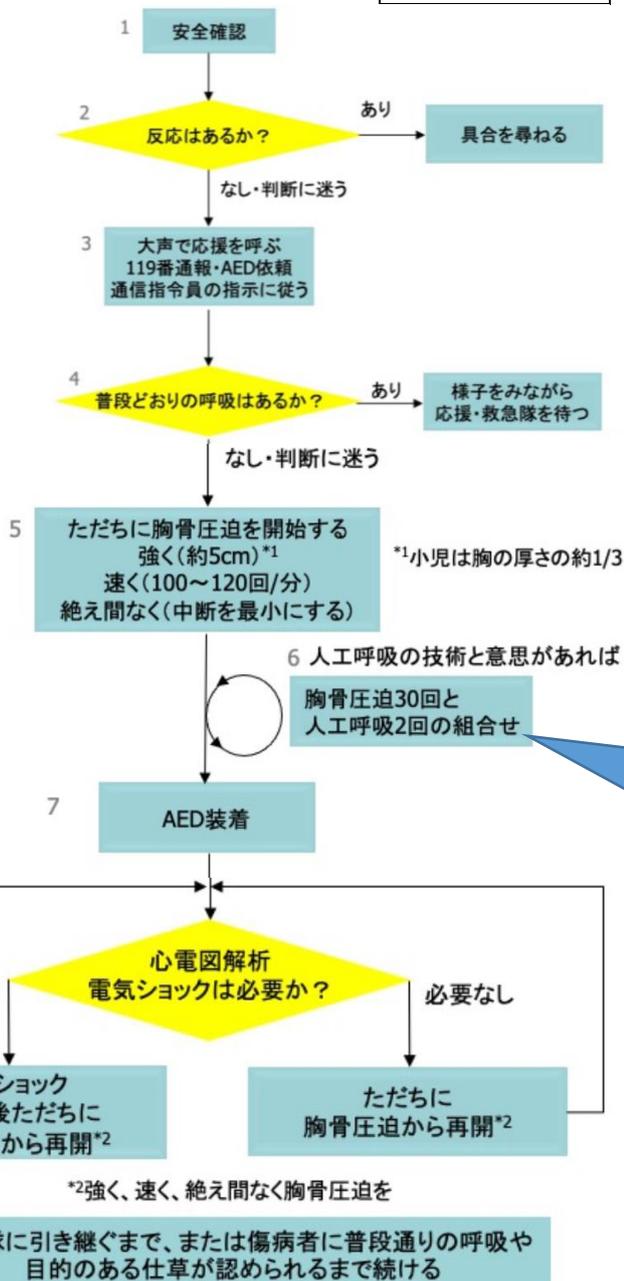
※容体の記録

#### 4 応急処置を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければならない。

- 生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は、事故等の状況や被害児童の様子に動揺せず、また、その他の児童の不安を軽減するように対応する。
- 応急処置を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆け付けた教職員に対し、記録担当の役割を指示する）。

主に市民が行う一時救命処置（BLS）の手順 **BLS アルゴリズム**



#### 【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には、「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「わからない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要がある。

コロナ禍においては、患者の呼吸を吸わないように、口や鼻をタオルで覆うなどし、人工呼吸は行わない。

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方が分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにする。

## 5 救急車の呼び方と到着までにすること

☆緊急時は、校長の指示により救急車を要請する。

### (1) 救急車の呼び方

119番 「救急車をお願いします。」

- ①学校名は大田区立久原小学校です。
- ②住所は東京都大田区久が原4丁目12番10号です。
- ③電話番号は、3753-9411です。
- ③学校の場所と目標は、久が原出張所です。
- ④電話をしている人の名前は〇〇〇〇です。
- ⑤事故の状況は、人数は、年齢は、性別は、意識は、呼吸は、など
- ⑥待っている場所は、(校庭、教室、保健室など)
- ⑦学校への進入経路は正門です。



### (2) 救急車が来るまでにすること

#### ①必要な手当

- ・気道確保 ・人工呼吸(コロナ禍の時期は行わない) ・心臓マッサージ ・AED ・傷の手当
- ・保温 ・窒息予防の体位

#### ②救急車に連絡した電話番号を開けておく。(使わないようにする)

#### ③保護者への連絡

- ・事故発生状況と容体 ・希望の病院名 ・保険証、医療費の準備の依頼等

#### ④記録の担当が時系列で記録を取る。

- ・事故発生時刻 ・管理職報告時刻 ・管理職の指示 ・保護者や教育委員会への連絡時刻
- ・手当と容体の変化の時刻 ・救急車要請の時刻 ・救急車搬送の時刻 等

#### ⑤病院へ行く準備(同乗者が持参するもの)

- 家庭緊急連絡票 食物アレルギー対応書類(アレルギー症状で受診する場合)
- 病院セット【救急セット・スポーツ振興センター災害給付書類・メモ帳・ペン】
- お金 携帯電話 外靴・防寒具(必要な場合) 予備のマスク・フェイスガード等

#### ⑥周囲の児童の指導管理

- ・適切な事故の報告 ・現場接近の禁止 ・被害児童、加害児童の人権的配慮の指導



### (3) 救急車が到着したら

#### ①救急隊員に伝える内容

- ・事故発生の状況 ・患者の容体 ・行った応急手当 ・持病があればその病名

#### ②希望する病院があれば伝える。

※救急車にはできるだけ事故の状況等をよく把握している者が同乗する。

## Ⅲ-2 様々な事故への対応

### 1 頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ（サッカー等）や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、転倒などで、地面や床に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすること（加速損傷）により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

#### （1）頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。発達段階や技量に応じた指導計画を立て、適切な指導を行うことはもとより、無理な練習や施設設備の不備等がないように注意が必要。

#### （2）事故発生後の対応について

決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックする。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。

また、脳振盪の項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要。頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則。動かすことによって重症化してしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらうようにする。

### 2 熱中症への対応

学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動による。また、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要。特にコロナ禍では、マスクの着用のために水分補給を忘れがちになることもあるため、意識的に水分を摂らせることが必要。

#### （1）熱中症予防のために

教員室にある WBGT(湿球黒球温度)計を用いて熱中症指数を測定し、「熱中症予防運動指針」（(公財)日本体育協会）等を参考に活動の可否を判断する。なお、水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましいとされている。

肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、運動の軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。また、運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させないようにする。梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め徐々に慣らしていく。

#### （2）事故発生時の対応について

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状である。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当（Ⅲ-1-4参照）を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要。（意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考えられる。）

#### <参考資料>

- 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」-体育活動における頭頸部外相事故防止の留意点-調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 熱中症を予防しよう（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

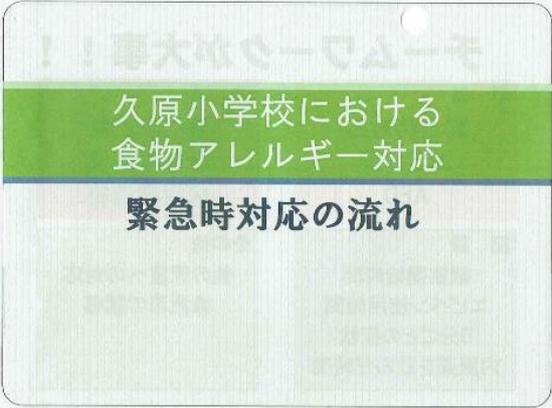
### 3 食物アレルギーへの対応

- (1) 毎月、栄養士が作成した個人用アレルギー対応表を管理職・栄養士とで読み合い、代替食対応・除去食対応等のチェックをする。
- (2) 学級での対応（教育計画参照）
  - ・食物アレルギーについてクラス児童全員に指導する。
  - ・アレルギー食材料表（毎月配布）を、給食前に確認する。（給食が補教になった場合も、補教担当者が確認できるよう、黒板右横の両開き戸棚の扉の内側に貼っておく。）
  - ・除去食は給食ワゴンと一緒に調理員が担任に渡す。担任が確認してから本人に渡す。
  - ・除去食は減らしたりせず、そのまま渡す。（多い場合には、残してもよいこととする。）
  - ・除去食や代替食のある児童は、一番初めに配膳させる。
  - ・おたまやトング等、アレルギー食品に使ったもので他の料理をさわらないように注意する。（それぞれ専用にして、他の料理には使用しない。）
  - ・アレルギー対応のある児童が給食当番のとき、アレルギー対応の献立の配膳はさせない。
  - ・アレルギー対応のある日は、アレルギー対応になっている料理以外もすべておかわり禁止とする。

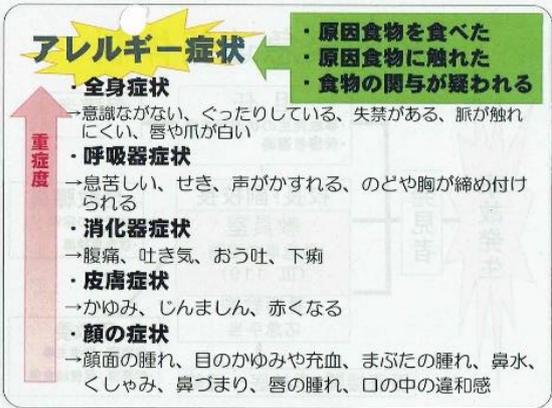
#### ～「アレルギー用除去チェック表」チェック方法【担任】へ～

- ①ホチキスどめものを参考に、両面刷りの「アレルギー用除去チェック表」3枚にマーカーでチェックをする。（緑：除去食提供、オレンジ：代替食持参）対応内容に間違いがないか確認をお願いします。
  - ②マーカーでチェックした「アレルギー用除去チェック表」3枚を校長先生に確認してもらう。
  - ③1枚は担任用で 黒板右横の両開き戸棚の扉の内側に貼る。残りの2枚はファイルに入れて対象児童に渡す。ホチキスどめものは栄養士まで戻す。
- ◎児童に渡した2枚のうちの1枚は、保護者が署名捺印をして学校に戻すことになっています。返却がありましたら栄養士までお戻しください。

- (3) 年度当初に食物アレルギー対応における研修を行う（養護教諭）



久原小学校における  
食物アレルギー対応  
緊急時対応の流れ



**アレルギー症状**

- ・原因食物を食べた
- ・原因食物に触れた
- ・食物の関与が疑われる

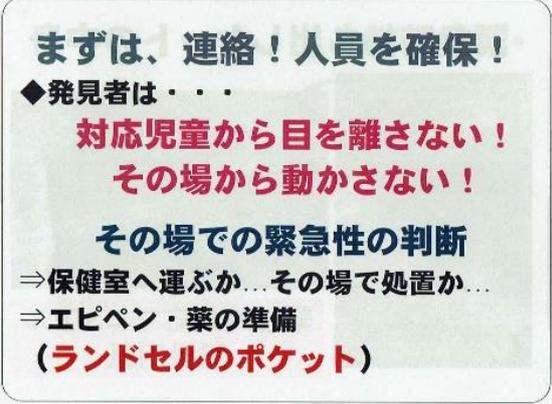
**全身症状**  
→意識がない、ぐったりしている、失禁がある、脈が触れにくい、唇や爪が白い

**呼吸器症状**  
→息苦しい、せき、声がかすれる、のどや胸が締め付けられる

**消化器症状**  
→腹痛、吐き気、おう吐、下痢

**皮膚症状**  
→かゆみ、じんましん、赤くなる

**顔の症状**  
→顔面の腫れ、目のかゆみや充血、まぶたの腫れ、鼻水、くしゃみ、鼻づまり、唇の腫れ、口の中の違和感



**まずは、連絡！人員を確保！**

◆発見者は・・・

**対応児童から目を離さない！  
その場から動かさない！**

**その場での緊急性の判断**

⇒保健室へ運ぶか...その場で処置か...

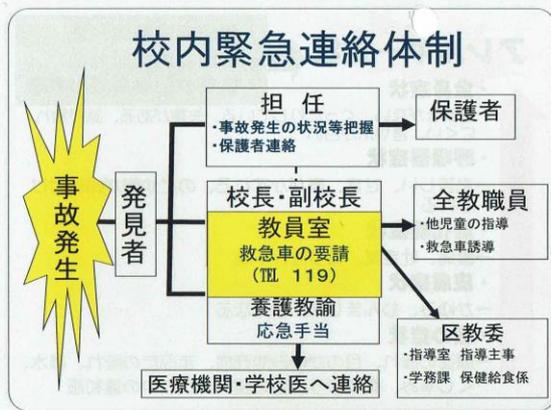
⇒エピペン・薬の準備  
**(ランドセルのポケット)**



エピペンは  
ランドセルのポケットの中

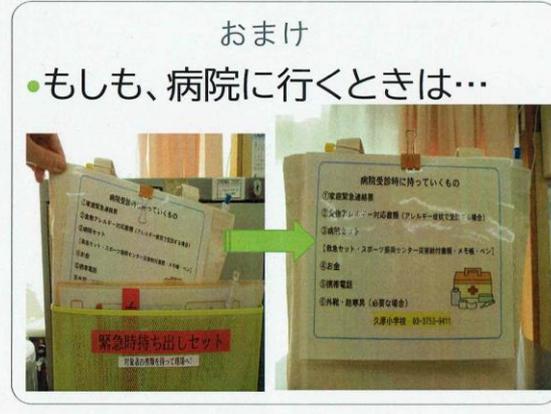
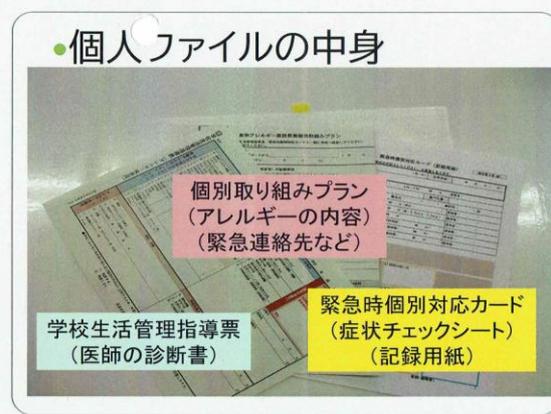
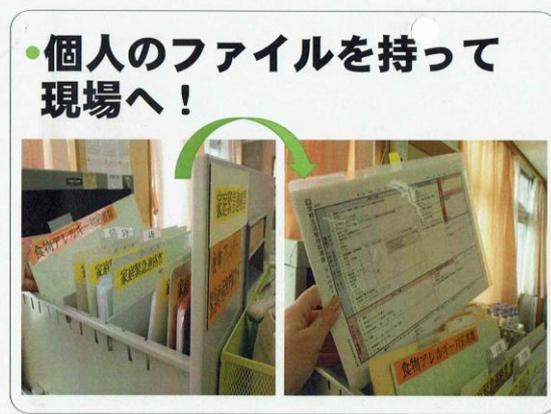


赤いシール  
が目印



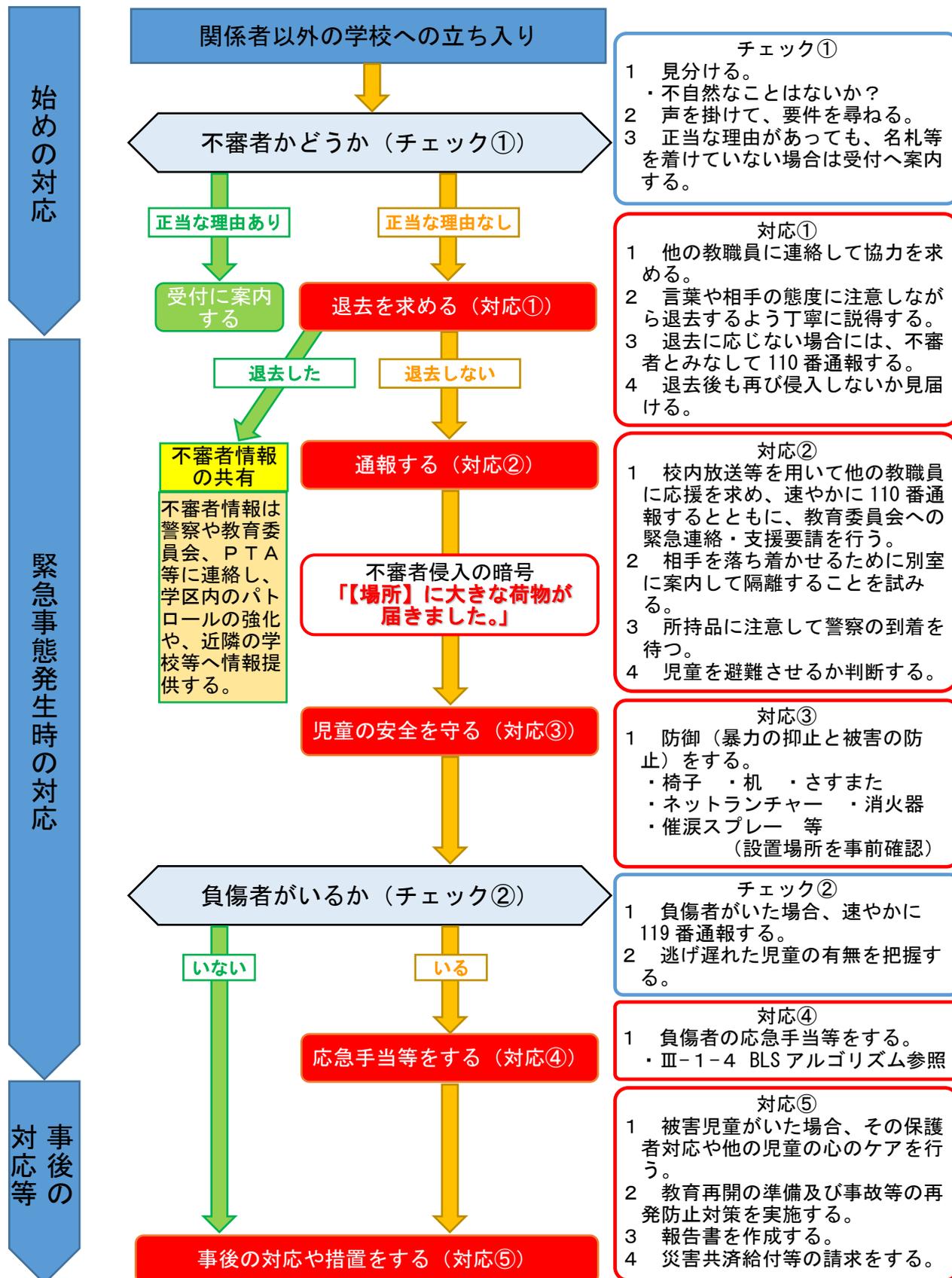
### チームワークが大事！！

<b>準備</b> 緊急時対応 エピペン AED	<b>連絡</b> 管理職連絡 救急車要請 保護者連絡
<b>記録</b> 観察開始時間 エピペン使用時間 5分ごとの症状 内服薬を飲んだ時間	<b>その他</b> 他の児童への対応 救急車の誘導



### Ⅲ-3 不審者対応への対応

#### 1 不審者の立ち入りへの緊急対応フロー

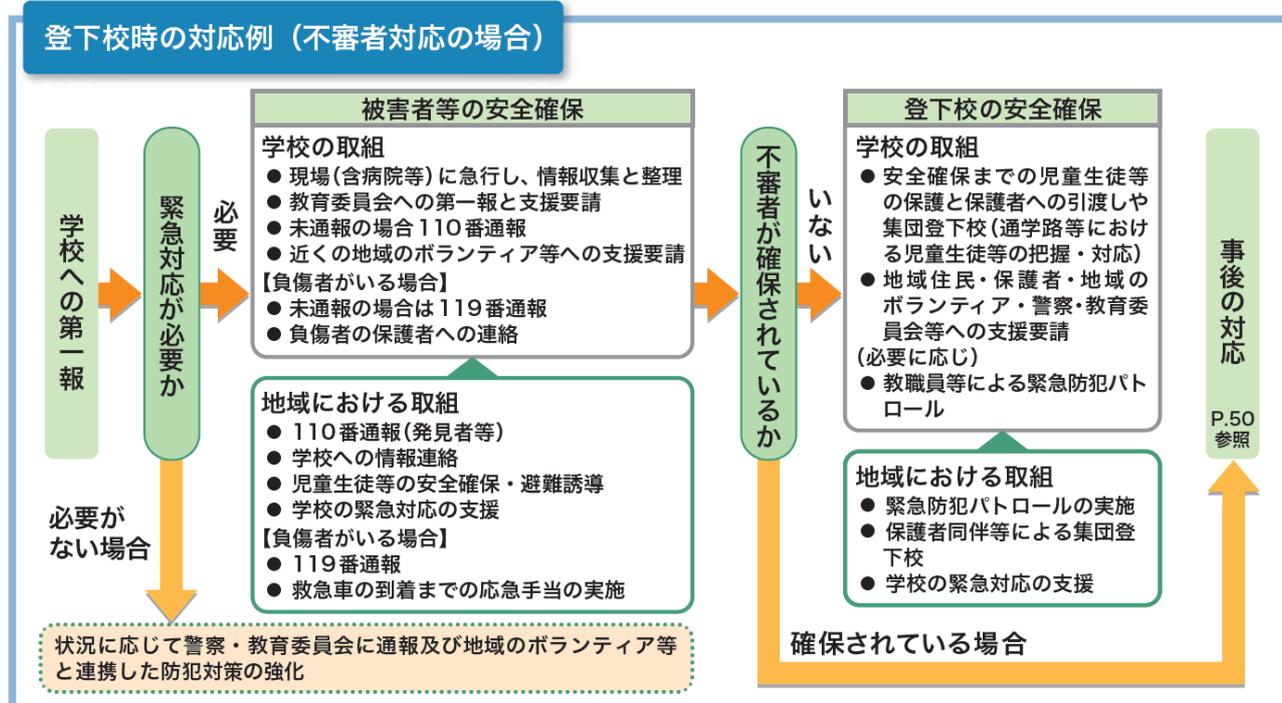


### Ⅲ-4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要である。

#### 1 登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報がある。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければならない。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例である。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠である。学校の状況に応じてマニュアルを修正するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要である。



(「学校の危機管理マニュアル作成の手引」平成30年2月文部科学省より)

#### 2 久原小学校児童が登下校時に不審者事案に遭遇した場合

- (1) 緊急事態の場合は上記の流れに従う。
- (2) 被害がなかった場合等でも、児童に対する聴き取り及び警察への通報、PTA会長への連絡、大田区教育委員会への報告、学級担任を通じた全児童への指導を行う。また、場合によっては学校安全メールの活用などで保護者へ周知する。次ページに、大田区における報告書の様式を載せる。

## Ⅲ-5 交通事故への対応

毎年、多くの児童生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷しています。交通事故の発生状況には特徴（いつ、どこで、どのように事故が発生するのか）があるため、適切な管理と教育によって、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になる可能性を最小化することができる。

### 1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下の対応が必要となる。

#### 【1】初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握する（児童生徒等の状態、事故の状況など）。ほかの教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行う。

- 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保をする。
- 保護者へ連絡をする。
- 当事者となった児童の気持ちを落ち着かせる。
- 周囲にほかの児童がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する。
- 教育委員会等へ連絡する。

#### 【2】二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童への指導などを検討する。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じる。

#### 【3】事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告する。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立つ。

#### 【4】当事者となった児童への対応

事故当事者になった児童自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）がある。発達段階、児童の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がありますので、事故後に児童がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行う。

#### 【5】心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアが必要となる。特に、次のような場面を経験した場合は、事故当事者以外の児童も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる。

- きょうだい・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- 児童生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

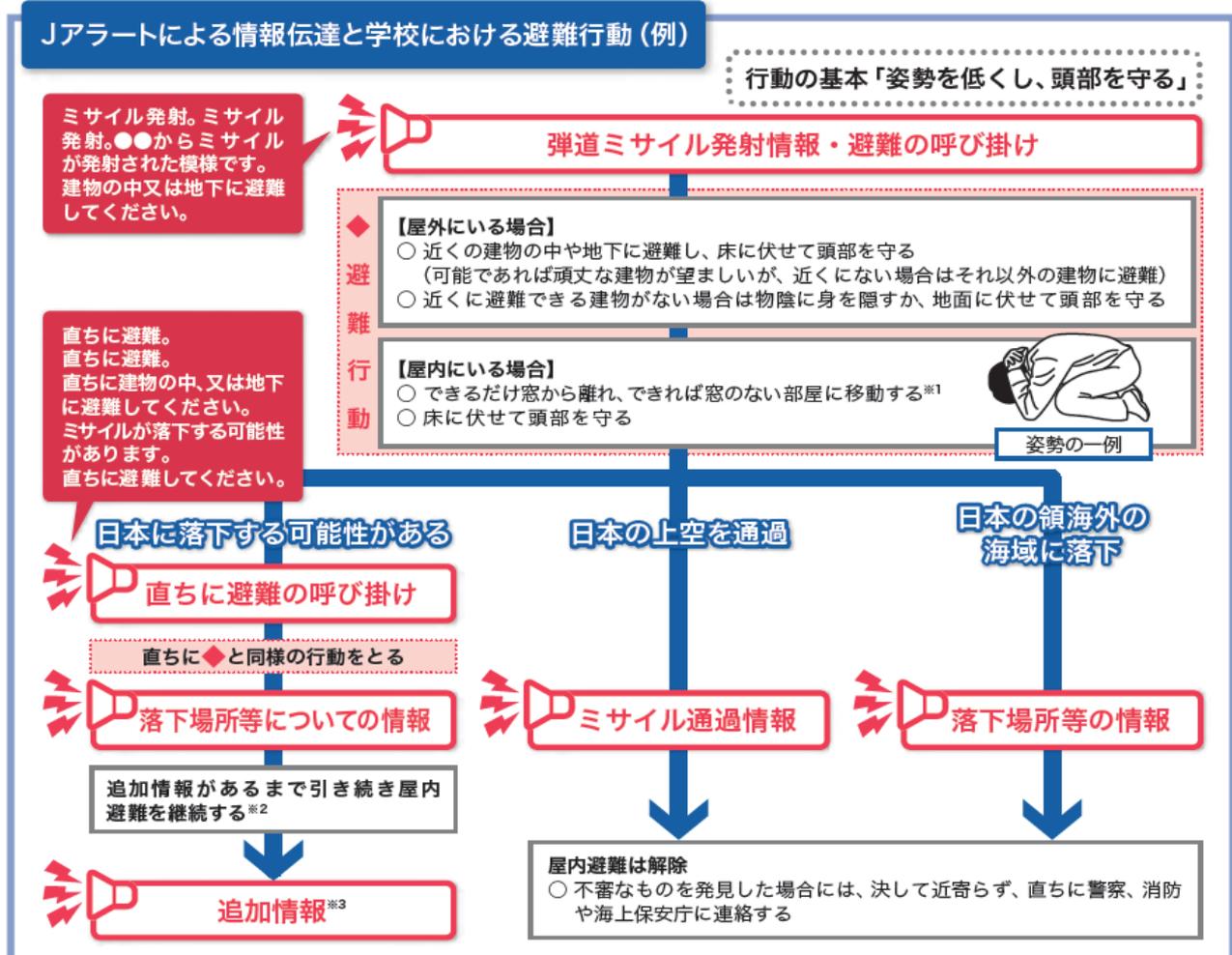
## Ⅲ-6 新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、近年は、スマートフォンや SNS の普及に伴う犯罪被害も顕在化している。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮する。

### 1 Jアラートへの対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



（「学校の危機管理マニュアル作成の手引」平成30年2月文部科学省より）

## IV-1 事後の対応

事故等発生後、速やかに児童生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要がある。

### 1 安否確認

事故等は、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後、さらには登下校中などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、児童の負傷の状況や安否情報を収集する必要がある。児童だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要がある。

#### (1) 安否確認の内容と教職員の対応

安否確認については、状況別に整理しておくことが必要。学校以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう学校周辺の店や民家、子供 110 番の家等と日頃から体制を作っておくことが大切である。

また、学校からの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切である。

##### ① 児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 休憩時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、子供 110 番の家などに避難していないかを調べる。
- 校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告する。

##### ② 児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、子供 110 番の家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意することが大切。

##### ③ 安否情報の集約

- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。（事前に負傷者名簿を備えておくことが大切。）
- 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請などの対応に移る。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。学校安全メールの活用も考慮する。

※災害時の安否確認については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」も参考にする。

### 2 引渡しと待機

児童の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。校長は、緊急の対応を実施することを全教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行う。事故等により停電で情報

手段の遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切である。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要。

### (1) 引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全最優先にした判断が求められる。その際、例えば右記のようなことに留意して判断することが必要になる。

#### 引渡しの判断基準（例）

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫っていないか
- 引渡す保護者にも危険が及ばないか

事故等の発生後、安全が確保された場合でも、児童が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要である。

#### 大雨や雷等の自然災害での引渡しの判断

大雨が降っていたり、雷が鳴っていたりしている場合に下校させることは危険である。事前に気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないよう下校又は待機（避難）を判断することが大切である。また、学校周辺だけでなく、児童生徒等の通学路の状況や公共交通機関等も踏まえて判断することも必要になる。

### (2) 引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

久原小学校では、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録し、確実に引渡しが行えるよう、児童及び保護者と手順を確認しておく。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認も必要である。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認しておくことが求められる。

また、障害のある児童については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

※引渡しの具体的な手順については、引き取り訓練の方法を基準とするが、場合によっては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」も参考にする。

### (3) 教育活動の継続

児童の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要がある。事故等の被害の状況によっては、校舎が使えなかったり、必要備品が揃わなかったりすることも考えられる。また、停電等により情報収集が円滑にできないことも考えられ、臨機応変な対応が求められる。

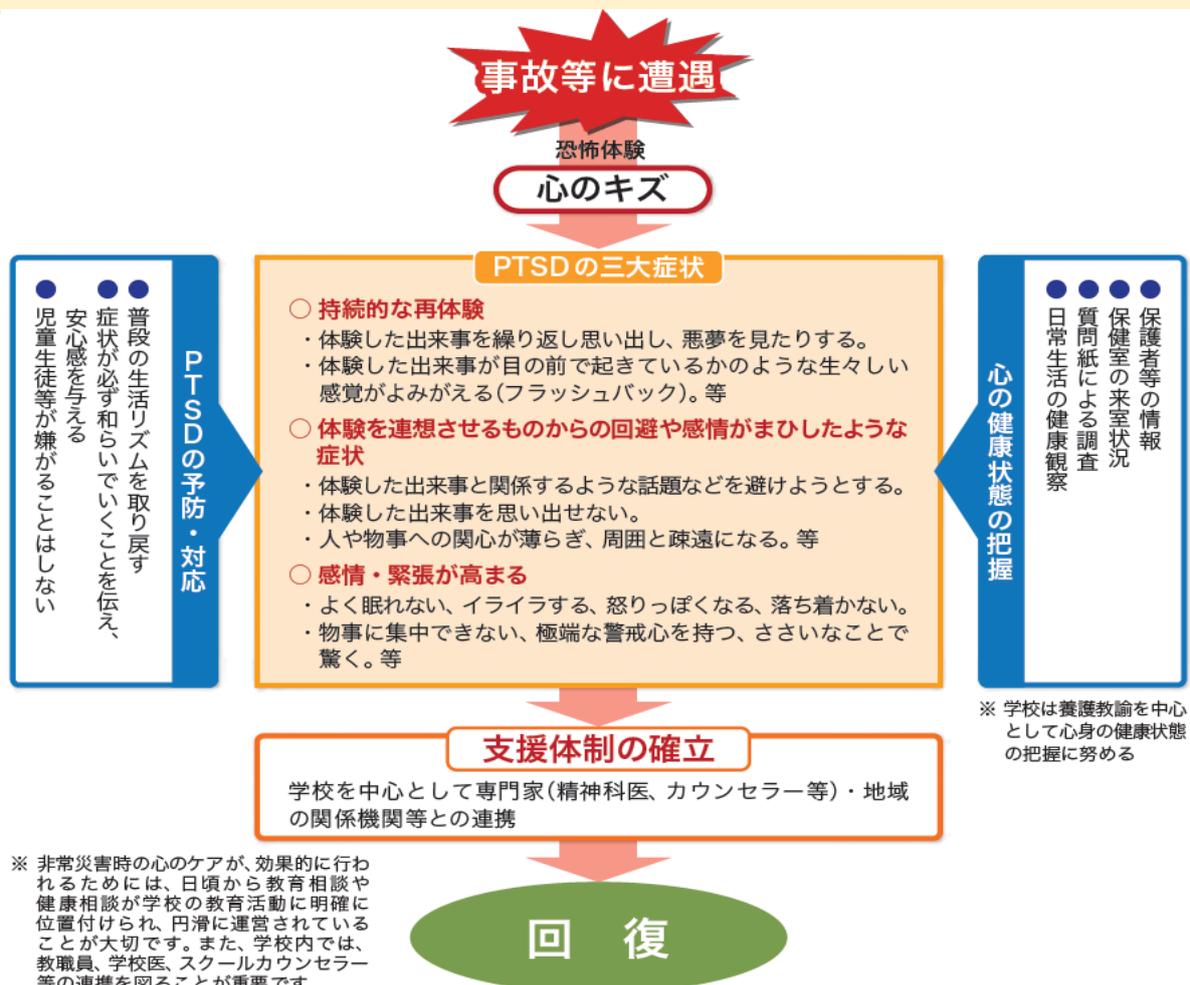
- 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。校舎が使えない場合は他校を使用することも検討する。
- 事故等の発生現場等の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- 養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討する。

※避難所運営との調整が必要となる場合も考えられる。

## IV-2 心のケア

事故等に児童が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続する場合は「急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder 通称 ASD)」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder 通称 PTSD)」という。そのため、事故等の発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切である。

また、被害児童の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になることがあり、心のケアが必要になることがある。被害児童にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切である。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要である。なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害児童生徒等が進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要である。



## IV-3 調査・検証・報告・再発防止等

(「学校の危機管理マニュアル作成の手引」  
平成30年2月文部科学省より)

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。

「学校事故対応に関する指針」(文部科学省 平成28年3月、以下「指針」)では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめている。そこで、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて本危機管理マニュアルに記載する。

### 1 調査・検証・報告・再発防止等

事故等発生直後の対応が終了した後、被害に遭った児童(以下「被害児童」)の保護者への対応、教育委員会等学校の設置者への報告、保護者説明会や記者会見を含む情報の公表等多くの対応が求められる。その中で、事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。その際、重大な事故等の発生の場合、下の事故等対策本部を直ちに設置し、事実確認等を役割分担して行う。

※重大な事故等の発生の場合——直ちに設置 **事故等対策本部** 事実確認・役割分担

関係者からの聞き取り 《聞き取り担当》	被害者家族への連絡担当 《個別担当》	保護者への対応 《保護者担当》	報道機関への対応 《報道担当》	学校安全対策の実施 《学校安全担当》
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
事務を統括 《庶務担当》	情報の収集・整理 《情報担当》	学校再開準備 《総務担当》	児童への指導等 《学年担当》	救護活動 《救護担当》
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )
( )	( )	( )	( )	( )

#### (1) 情報の整理と保護者等への説明、対応

事故等発生直後の対応が終了した後、事故等の発生した経緯情報を整理し、保護者等へ丁寧に今後の方針を含めた説明などが必要となる。特に、保護者等への対応については、次項(2)を教職員間で念入りに確認し、共通理解を図る。

- 事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを時系列で記録・整理しておく。
- できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。このとき、被害児童の保護者への対応に当たる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- 報道機関等へは、大田区教育委員会の指導の下、情報を整理し適宜提供する。その際、情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する(副校長または主幹教諭)。

## (2) 保護者等への対応

- ① 被害児童の怪我等の重篤さを早期に判断し、直ちに連絡する。
- ② 被害児童の痛み等を理解し、救急搬送をためらわずに行う。
- ③ 学校管理下での事故については、基本的に病院への受診は学校で行う。
- ④ 事故当日のうちに被害児童の怪我の状況及び治療方針を確認する。
- ⑤ 重篤事故の際、当日のうちに担任や管理職等が見舞いに訪れる。
- ⑥ 重篤事故と認識したと同時に直ちに教育委員会に第1報を入れて指導を受ける。
- ⑦ 事故後、早急に周囲の児童及び関係者から事故の状況の調査を行う。

## (3) 基本調査の方法

- ① できるだけ事故発生から早く行う。
- ② 調査開始から3日以内をめどに関係するすべての教職員に記録用紙を配付し事故等に対する事実を記録するなど、可能な限りの事実を収集する。
- ③ 現場に居合わせた児童に対しては、心のケアと事実関係の確認との両立を図る。  
聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要である。

### 《児童への聴き取りの留意点》

- 最初の聴き取りが重要である。原則として初回の1回で終わらせ記録に残すことが重要。  
(日を変えて繰り返し同じことについて尋ねると、周囲からの情報が入交、暗示性や誘導などのネガティブな問題が発生し、子供に情報の混濁が起こり、何が真実なのか確認しよ  
うがなくなることもあるからである。)
- 複数の子供が関係している場合は、教員が分担して聞くこともあるが、「どの順番で、どの  
子供に、誰が、どこで(できれば現場で)、何を、どのように聴くのか、確認しておかな  
ければならないことは何か」といったことを確認したうえで行うことを心掛ける。

参考：「学校問題解決のための手引～保護者との対話を活かすために～」平成22年3月東京都教育委員会

### 《聴き取り内容の例》

「あなたは事故の瞬間を見ましたか。」

「その時あなたはどこにいましたか。」

「事故の前、どんな様子でしたか。誰が何をしていましたか。何か聞きましたか。」

「事故の後、どんな様子でしたか。誰が何をしていましたか。何か聞きましたか。」

「事故の後、あなたはどうしましたか。どう感じましたか。」

「その他事故について、何か気になったことはありますか。」

※ 児童の様子に注視し、心のケアと事実確認の両立を図る。

- ④ 現場における児童同士の位置関係や視界等について、デジタルカメラ等で記録する。
- ⑤ 整理した情報を大田区教育委員会に速やかに報告し、疑問点等について回答するなどのやり取りを行い、調査報告の精度を向上させる。

(3) 大田区教育委員会への報告、調査・検証の実施、再発防止

調査には、事故報告書に記載する事実関係を整理するための「基本調査」と、得られた情報に基づき、事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」がある。以下は、学校設置者等（大田区教育委員会）への報告と調査・検証の実施、再発防止の大まかな流れを示したものである。「学校の危機管理マニュアル作成の手引」平成30年2月文部科学省より引用する。

## 学校設置者等への報告・基本調査の実施

### 【学校の設置者への報告】

- 重篤な事故(死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等)について学校の設置者に報告します。(死亡事故については国まで報告)

### 【基本調査の実施】

- 基本調査は、対象となる事案の発生後速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実関係を整理することを目的として実施するもので、基本的に学校が実施します。
  - 調査開始から3日以内をめどに関係する全ての教職員に記録用紙を配付し事故等に関する事実を記録するなど、可能な限り事実を集めます。
  - 現場に居合わせた児童生徒等に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図ります。聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の教職員で対応するとともに状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要です。
  - 整理した情報を学校の設置者に報告します。
- 被害児童生徒等の保護者への最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に実施します。

## 詳細調査への移行

- 詳細調査は、基本調査の内容を踏まえ、**事故等発生の原因の解明と再発防止策**のために実施するものです。
- 詳細調査への移行の判断は、保護者の意向にも十分配慮しながら、学校の設置者が判断します。
- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施します。
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明します。(調査の経緯についても適宜適切に報告)
- 調査結果は、国に提出します。

## 調査結果の公表・再発防止策

※2【2】(2)参照

- 調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要です。
- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価します。
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知します。

## ～保護者の意向を十分に踏まえた詳細調査の実施について～

詳細調査を実施するかどうかは、学校の設置者が判断するものですが、学校の設置者が事実究明に消極的であるなどの疑念を抱かれぬよう、詳細調査の実施に係る保護者の意向を丁寧に確認して判断することが重要です。

また、詳細調査は、高い専門性と公平性・中立性が求められることから、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成される調査委員会を設置して行うことが求められますが、調査委員の選任に当たっては、学校の設置者による恣意的な選任との疑念を抱かれぬよう、できる限り保護者と合意しておくことが必要です。この他、調査の目的・目標、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱い、保護者に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等、詳細調査を行う上での基本的事項については、学校の設置者のみで判断するのではなく、できる限り保護者と合意しておくことが必要です。

さらに、詳細調査の開始後も、必要に応じて保護者との意見交換の機会を設け、保護者の意見を十分に聴取しながら、調査を進めることが大切です。

## 2 対応の際に特に留意すべき点

### (1) 被災児童の保護者への継続的な支援

事故等発生時の初動の段階から、被害児童の保護者に対しては、保護者の心情に配慮した対応を行うことが大切である。

- 被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。
- 被害児童生徒等の保護者は、大きなショックを受け、不安を抱えている。そのため、家庭訪問等により継続して寄り添っていく対応等が求められる。また、保護者の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。
- 被害児童生徒等の保護者への支援は、継続的に行う必要がある。人事異動で学校又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築する。
- 事故等に遭った児童のきょうだいへのサポートは学校の大切な役割であるため、きょうだいが他校にいれば、他校と連携し、継続的なサポートを行う。
- 被害児童生徒等が死亡した場合は、被害児童の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
- 葬儀が終わった後も、被害児童の保護者への関わりは継続して行い、学校との関わりの継続を求める被害児童の保護者に対しては、他の児童の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作る等の工夫をする。
- 被害児童の保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行う。
- 学校は、学校の管理下で発生した児童の事故等に際しては、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する必要がある。また、被害児童の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明することが大切である\*。

#### ※災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度である。大田区立小・中学校の在籍者は全員加入している。

災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができる。

大田区立久原小学校 危機管理マニュアル

令和3年5月作成